

消費者庁の1年間の取組み

産業振興の派生的テーマとしての消費者保護から消費者・生活者が主役となる社会へ ～ その「司令塔」であり「エンジン役」が消費者庁

(1) 消費者基本計画

- 消費者庁・消費者委員会の創設後、初の計画となる「消費者基本計画」を決定（2010年3月30日閣議決定）
- 「消費者基本計画」に基づき、政府を挙げて消費者政策を計画的・一体的に推進

(2) 地方消費者行政の充実・強化

- 地方公共団体への期待や消費者庁としての取組等を示した「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を策定（2010年2月9日）
- 「地方消費者行政推進本部」において地域の取組を支援するとともに、地方消費者行政活性化基金のより効果的な活用を実現
- 消費者にとっての相談機会の充実を図るため、身近な消費生活相談窓口について案内する「消費者ホットライン」を開始

(3) 情報の一元的集約・分析・提供

- 生命・身体に係る消費生活上の事故情報を一元的に集約して提供する「事故情報データベース」の運用を開始
- 消費者安全法に基づく事故情報の集約・分析の取りまとめ結果を国会報告（2010年6月15日）
- 消費者庁に集約された情報をもとに、消費者への情報提供や関係機関等への対応要請などを実施（音楽情報サイト、ベビーカー、子ども用金属製アクセサリ、自転車用幼児座席など）

(4) 食の安全・安心の確保

- 食品の安全に対する消費者の不安が広がっている状況等を踏まえ、「食品SOS対応プロジェクト」を展開し、食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項について行政としての対応を検討（花王エコナ・こんにゃく入りゼリー）
- 栄養表示（トランス脂肪酸など）や健康食品表示などについて検討するとともに、食品表示に関する一元的な法体系のあり方の検討を開始

(5) その他

- 「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開
- 集団的消費者被害救済制度や事故調査機関の在り方などの検討を開始
- 特定商取引法、景品表示法など消費者庁が所管する法律の厳正な執行

消費者庁1年の主な動き(平成21年9月1日～平成22年8月31日)		
平成21年9月		
1日	消費者庁発足・消費者委員会発足・消費者安全情報総括官会議開催	-
8日	「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」公表開始	(3)
16日	鳩山内閣発足(福島消費者担当大臣就任)	-
29日	「食品SOS対応プロジェクトーエコナを例にしてー」の発足	(4)
10月		
8日	「食品SOS対応プロジェクトーエコナを例にしてー」報告書公表	(4)
23日	「地方消費者行政強化プラン策定本部」の設置	(2)
11月		
11日	マクラーレンUSA社製の折りたたみ式ベビーカーに関する注意喚起	(3)
24日	消費者庁の今後の取組(工程表)の公表・集团的消費者被害救済制度研究会の発足	(5)
25日	健康食品の表示に関する検討会の発足・地方消費者行政活性化交付金の配分に関する公表	(2)(4)
12月		
1日	改正特定商取引法施行	(5)
3日	インターネットをめぐる消費者トラブルに関する注意喚起	(3)
4日	トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等課長会議の発足	(4)
17日	「子ども事故から守る!プロジェクト」に関する公表	(5)
平成22年1月		
12日	消費者ホットライン全国で開始	(2)
22日	新たな手口による詐欺的商法に関する対策チームの発足	(5)
27日	事故情報分析タスクフォースの発足	(3)
2月		
5日	マクラーレン社製ベビーカーの安全対策について公表	(3)
9日	「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」策定	(2)
25日	地方消費者行政推進本部の開催	(2)
3月		
9日	「トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について」公表	(4)
12日	食品中のカドミウム対策に係る関係府省庁の連携推進	(4)
23日	子供のライターの使用に関する注意喚起	(3)
25日	子どもの誤飲防止のための注意喚起	(3)
29日	原料原産地表示に関する意見の募集と意見交換会	(4)
30日	消費者基本計画(閣議決定)	(1)
4月		
1日	事故情報データバンクの運用開始	(3)
22日	食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチームの発足	(4)
30日	事故情報分析タスクフォース全体会合	(3)
5月		
28日	高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の発足	(5)

消費者庁1年の主な動き(平成21年9月1日～平成22年8月31日)		
6月		
8日	管内閣発足(荒井大臣就任)	-
15日	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告(閣議決定)	(3)
18日	改正貸金業法完全施行	(5)
25日	自転車用幼児座席(ブリヂストンサイクル株式会社製)の使用に関する注意喚起	(3)
7月		
1日	地方協力課の設置	(2)
5日	地方消費者行政現況調査の公表	(2)
15日	留字等あつせんサービスをめぐるトラブルと消費者へのアトハイスの公表(同月8日に関係省庁連絡会議を開催)	(3)
21日	第4回地方消費者行政推進本部(基金WGとりまとめ)	(2)
26日	こんにゃく入りゼリー等による窒息事故の再発防止に係る周知徹底及び改善要請について公表	(4)
28日	「夏の事故やトラブルに注意!」について公表	(3)
29日	パワーウィンドによる挟込み事故に関する検討会	(3)
8月		
11日	福島消費者庁長官就任	-
18日	インターネット消費者取引研究会の発足	(5)
20日	事故調査機関の在り方に関する検討会の発足	(5)

※複数回行われている事項は第1回のみ記載

平成 21 年度消費者庁政策評価について

平成 22 年 8 月
消費者庁

1. これまでの取組

○消費者庁においては、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）及び「平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定。以下「実施計画」という。）に基づき、平成 21 年度の消費者庁の政策評価を実施。

○対象期間は、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで。

2. 評価結果について

(1) 消費者庁政策評価体系について

消費者庁においては、（政策分野）消費者政策、（政策）消費者政策の推進について、具体的な以下の施策についての政策評価を行った。

- （施策） 消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整（政策調整課）
消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進（企画課）
個人情報保護に関する施策の推進（企画課個人情報保護推進室）
一元的な消費者情報の集約・分析（消費者情報課）
地方消費者行政の推進（地方協力課）
消費者の安全確保のための施策の推進（消費者安全課）
消費者取引対策の推進（取引・物価対策課）
物価対策の推進（取引・物価対策課）
消費者表示対策の推進（表示対策課）
食品表示対策の推進（食品表示課）

(2) 実施計画における基本目標及び測定指標の目標値の達成状況と今後の取組方針

各施策とも、基本目標に向けて着実な取組が認められ、おおむねの項目において達成に向けて進展があったものと評価できる。

ただし、各施策に対する達成目標の考え方を整理し、測定指標の目標値が達成されたか否かだけでなく、施策の総合的な評価を行った上で、今後の取組を推進する必要がある。特に、実施計画の策定に当たっては、消費者庁設立直後であったため、国民から期待されるアウトカム及び真に必要なとする業務課題に照らし、適切な達成目標・測定指標を設定できなかった面がある。また、消費者庁の実施する施策については、消費者庁の人員や体制が十分に整っていなかったこと等から、国民からの大きな期待に反して十分な成果を実現できなかった面もある。

これらの課題に対しては、消費者庁・消費者委員会の創設により新たなステージに入った消費者政策の具体的な計画として「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）が策定されたことを受け、来年度以降の政策評価の実施に当たって、「消費者基本計画」の検証・評価・監視と連動する形で、「消費者基本計画」に掲げられた各具体的施策の効果的・効率的な推進の観点から取り組んでいくこととする。また、「消費者基本計画」を確実に推進するためには、現在の体制では不十分であるとする。

(3) 個別施策に関する評価結果の主なポイントと今後の取組方針

①消費者庁が所管する法律の厳正な執行

評価書において、景品表示法に基づく排除命令、警告、注意の件数が過去と比べ減少しており、景品表示法違反被疑情報を違反事件に結びつけるための取組を改善することの必要性を指摘。また、特定商取引法については、平成21年12月より原則すべての商品・サービスが規制対象となったこと等に伴い、事案の大幅増や違反事案の巧妙化・複雑化に対応する必要性を指摘。さらに、JAS法とその他関係法令との連携面等について指摘。

こうした結果を踏まえ、事務執行体制の拡充、都道府県等との情報共有・連携強化をはじめとした法執行力の強化に取り組んでいくこととする。

②消費者事故被害の防止

評価書において、消費者事故等情報の収集の拡充に向け、消費者安全法等の趣旨に沿った通知が実現されているかの検証や事故情報データバンクへの参画機関数の増加に向けた取組の必要性を指摘。また、消費者事故等情報の効率的かつ効果的な分析・原因究明のための課題を指摘。さらに、事故情

報の報告・公表制度の拡充についての課題を指摘。

こうした結果を踏まえ、消費者事故等情報の拡充については、通知元等からの意見聴取及び必要に応じ通知マニュアルの改訂を実施することとする。また、消費者事故等情報の分析の質の向上については、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見を活用し、分析担当者の資質を向上させることとする。さらに、とくに身体生命分野を中心に消費者事故の分析・対応能力を強化すべく、事務執行体制の拡充に取り組んでいくこととする。

平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年 8 月

担当部局名：消費者庁政策調整課

施策名	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整			政策体系上の位置付け												
				消費者政策の推進												
施策の概要	<p>関係各省庁の担当課長をメンバーとした消費者政策担当課長会議を開催し、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行う。また、特定事項については、関係省庁等担当課長による会議を機動的に開催して、当該消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る。</p> <p>また、関係省庁に対して迅速かつ的確な措置の要求・要請を行う。</p>															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>(総合的評価) 消費者政策担当課長会議や、新たな手口による詐欺的商法に関する対策チームなどの特定事項に係る関係省庁連絡会議を開催して、関係省庁との密接な連絡、情報交換、協議等を行い、迅速に対応方針をとりまとめ、また関係省庁への要請を適時適切に行うこと等によって、消費者の立場に立った政策を推進することができた。ただし、要請内容の実施状況についてのフォローアップなど、消費者の利益の擁護及び増進のため今後取り組むべき課題もある。</p> <p>(必要性) 消費者問題が増加・多様化する中で、迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策の推進等について、関係行政機関間の調整を行い、密接な連携の下で対処する必要が一層高まっている。</p> <p>(有効性・効率性) 相談件数が急増している消費者問題について、関係省庁に対し要請を行うことができた。今後要請内容の実施状況のフォローアップが課題となる。また、関係省庁連絡会議の開催により、連絡調整の円滑化、情報・問題意識等の共有化、政府としての取組姿勢の対外的アピール等の効果を挙げることができた。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き消費者の立場に立った政策の推進に資するよう、関係省庁との連絡会議を適時適切に行うとともに、関係省庁に迅速かつ的確な対応が行えるように努める。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">達成目標</th> <th style="width: 25%;">達成状況</th> <th style="width: 25%;">実績値</th> <th style="width: 25%;">達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係省庁への適切かつ迅速な措置の要求・要請を実施</td> <td>C：達成に向けて進展があった</td> <td>関係機関等に対し、5回対応を要請。</td> <td>関係省庁に対する適切かつ迅速な対応の要請により、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>消費者政策担当課長会議等の開催（年4回）</td> <td>B：達成できた</td> <td>8回</td> <td>担当課長会議等を開催することにより、関係省庁間の密接な連携のもと、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	関係省庁への適切かつ迅速な措置の要求・要請を実施	C：達成に向けて進展があった	関係機関等に対し、5回対応を要請。	関係省庁に対する適切かつ迅速な対応の要請により、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。	消費者政策担当課長会議等の開催（年4回）	B：達成できた	8回	担当課長会議等を開催することにより、関係省庁間の密接な連携のもと、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。
	達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方												
関係省庁への適切かつ迅速な措置の要求・要請を実施	C：達成に向けて進展があった	関係機関等に対し、5回対応を要請。	関係省庁に対する適切かつ迅速な対応の要請により、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。													
消費者政策担当課長会議等の開催（年4回）	B：達成できた	8回	担当課長会議等を開催することにより、関係省庁間の密接な連携のもと、消費者問題への迅速かつ的確な対応が図られることが期待できるため、目標として設定した。													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁企画課

施策名	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進	政策体系上の位置付け
		消費者政策の推進
施策の概要	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。その主な施策としては、以下のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな「消費者基本計画」の策定 ② 消費者団体訴訟制度の推進 ③ 公益通報者保護制度の推進 ④ 消費者教育の推進 ⑤ 国際的な連携の推進 	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進については、各施策とも「目標を達成」、「目標以上の成果を達成」又は「達成に向けて進展」しており、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向かい着実に進展している。</p> <p>(必要性) 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな「消費者基本計画」の策定 「消費者基本計画」を策定することは、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、国民の消費生活の安定及び向上に資するという点で有効であった。 ② 消費者団体訴訟制度の推進 消費者契約にかかわる被害は、一般に、同種の被害が多数の消費者に及ぶことが多いところ、消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めることにより、それらの消費者被害を未然防止・拡大防止し消費者全体の利益の擁護を図ることができるという点で有効であった。 ③ 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護制度の推進は、公益通報者の保護を図るとともに、その他の国民の生命・身体・財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図ることにより、事業者の不当な行為を是正・抑止し消費者被害の未然防止・拡大防止に資するという点で有効であった。 ④ 消費者教育の推進 消費者教育の推進は、消費者全体が消費者被害を防止するために必要な知識を得ることで、消費者被害の未然防止・拡大防止に資するという点で有効であった。 ⑤ 国際的な連携の推進 消費者生活の国際化に伴い、各国の消費者問題は、消費者被害の共通化・類似化が進んでいることから、我が国における消費者政策上の課題について各国との意見交換及び一層の情報共有を図ることは、我が国の消費者被害の未然防止・拡大防止に資する。その点から、OECD消費者政策委員会（CCP）をはじめとした国際会議への参画等を通じた国際的な連携の推進は、有効であったと言える。 <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな「消費者基本計画」の策定 「消費者基本計画」を検証・評価していく過程において、政府全体が同計画に挙げる施策に計画的・一体的に取り組んでいくことができるという点で効率的であった。 ② 消費者団体訴訟制度の推進 適格性を有する消費者団体のみ差止請求を行うことを認めることで、訴訟の濫用を防ぐことができるという点で効率的であった。 <p>(反映の方向性)</p> <p>(1) 政策全体について 平成21年度には、消費者政策の計画的・一体的な推進のため、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」を策定した。今後、同計画を実効性のあるものとするため、計画に盛り込まれた具体的施策の取組状況について、十分な検証・評価・監視を行うことが重要な課題である。 また、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項において、施行後3年（平成24年9月）を目途に、集団的消費者被害救済制度について検討を加え、必要な措置を講ずることが定められているところ、同制度の検討の推進も重要な課題である。 この他、消費者団体訴訟制度、公益通報者保護制度、消費者教育、国際的な連携等の推進に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(2) 各施策について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな「消費者基本計画」の策定 「消費者基本計画」を実効性のあるものとするために、同計画に盛り込まれた具体的施策の取組状況について、工程の明確化を行うなど、必要な準備を着実に進めた上で、十分な「検証・評価・監視」を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。 ② 消費者団体訴訟制度の推進 適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止に資するように、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明等を実施する。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。 ③ 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護制度について、説明会の実施等による制度の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。 ④ 消費者教育の推進 ・「消費者教育推進会議」を新たに開催し多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。 ・新学習指導要領の内容を反映した副教材の作成などにより、学校における消費者教育に対する支援を行う。 ・ポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進める。 ⑤ 国際的な連携の推進 ・OECD消費者政策委員会（CCP）において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 ・地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図る。 ・「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」（ICPEN）等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図る。 	

【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】

達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方
新たな「消費者基本計画」を、国民からの意見を適切に反映し、年度内に策定する。	A：目標以上の成果を達成できた	年度内（平成22年3月30日）に策定。 合計2回の意見募集を実施。 「消費者基本計画（素案）」に対して、寄せられた意見の趣旨を反映できた施策は、171施策のうち97施策。	適正な消費者政策の推進に資するため、国民からの意見を適切に反映することを目標とした。 旧「消費者基本計画」が平成21年度末を対象期限としたことから、年度内に策定することを目標として設定した。
適格消費者団体の認定申請から申請に対する処分までの期間（90日以内）	B：達成できた	消費者支援ネット北海道の申請に対する処分を90日で行った。	縦覧に供する期間や、申請書類の審査、現地調査等の手続きを勘案し、標準処理期間を60日から90日と定めているところ、当該目標を設定した。
消費者団体訴訟制度に対する理解・浸透の向上	C：達成に向けて進展があった	パンフレット12万8500部配布。	消費者団体訴訟制度の円滑な運用のためには、制度に対する理解・浸透の向上が不可欠であるため、当該目標を設定した。
公益通報者保護制度に対する理解・浸透の向上	C：達成に向けて進展があった	公益通報者保護制度説明会（5回）及び研修会（1回）を開催。 出席者アンケートにおける肯定的評価の割合は、説明会において84%、研修会において91%であった。	公益通報者保護制度の円滑な運用のためには、制度に対する理解・浸透の向上が不可欠であり、また、実態調査によれば、通報相談窓口の設置状況、労働者の制度に対する周知状況に改善の余地があるため、当該目標を設定した。
消費者教育ポータルサイトの利用数増	C：達成に向けて進展があった	消費者教育ポータルサイトのデータ数は、消費者庁設立当初の96から平成21年度末には296と大幅に増加した。 アクセス数も平成21年12月時点で27/月であったものが、平成22年3月時点では3,474/月となり、着実に増加した（平成22年1月は1,386/月、同年2月は2,521/月。）。	消費者教育に関する情報と知見の共有を進め、より多くの人にポータルサイトを認知してもらい活用してもらうことが消費者教育の推進につながるため、目標として設定した。
国際会議等における報告数・配布数（出席会議の3割以上）	C：達成に向けて進展があった	出席会議の5割。（平成21年度に出席した6件の国際会議等のうち3件の会議において報告・資料配布等を行った。）	国際会議等において報告や資料配布を行うことにより、我が国における消費者政策上の課題について各国との意見交換及び一層の情報共有が可能になる。出席会議における3割以上という目標値については、これまでの国際会議等における報告数等を踏まえて目標として設定した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	消費者基本計画（閣議決定）	平成17年4月8日	<p>市場における事業者の行為の監視など消費者団体の自主的な活動を促進し、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図るため、消費者団体訴訟制度を導入する。</p> <p>公益通報者保護法の施行に向け、説明会、パンフレットの作成等を通じ制度の周知を図る。</p> <p>消費者教育の推進体制の強化、消費者教育の担い手の育成・支援、教材の開発・提供、消費者教育の体系化等により、消費者教育の充実を図る。</p> <p>「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」（ICPEN）等を通じ、法執行機関の国際的な連携を図る。</p> <p>OECD消費者委員会（CCP）において、加盟国における消費者紛争の解決・救済制度の現状をはじめとする幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。</p>
消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	<p>消費者教育や啓発に係る地方支援、専門家の育成、国際的な連携（消費者被害に関する各国間の情報ネットワークの構築等）などに取り組む。</p>	

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁企画課個人情報保護推進室

施策名	個人情報保護に関する施策の推進			政策体系上の位置付け												
				消費者政策の推進												
施策の概要	<p>誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の円滑な遂行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。</p>															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 個人情報保護法制の普及・定着を図るため、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施し、また積極的に国際会議等へ出席し、報告や各国との意見交換を行うなど、施策の目標に照らし達成に向けて進展があった。</p> <p>(必要性) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行された。 個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT（情報通信技術）の利便を享受できる社会の実現のため、行政が個人情報保護に関する施策を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) 個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上を図るために、パンフレットの配布、法の施行状況（平成20年度）の概要の公表・配布、個人情報保護法説明会の開催といった活動を行ったところ、有用・有益であったとの意見が多く、期待される政策効果に照らし、成果があったといえる。 また、個人情報保護制度の国際的な調和・連携を図ることにより、国民の個人情報の国際的な保護につながるるとともに、我が国企業の国際的な経済活動の活性化にも資する。</p> <p>(効率性) 作業の実施にあたっては、外部協力者の活用、一般競争入札による契約等により、効率的な施策の推進に努めた。</p> <p>(反映の方向性) 個人情報保護法は、全面施行後5年余りを経過したところであるが、法の誤解に基づく個人情報の取扱いに対する苦情・問い合わせは依然として多くある。また、新たな「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）において、「個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされている。 これらの動きを踏まえながら、消費者庁において引き続き、法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底の対応、国際的な理解を深めるための取組等を行っていく。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成目標</th> <th>達成状況</th> <th>実績値</th> <th>達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上 【参考指標】 ・パンフレット配布部数 ・法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布 ・説明会・講演会の参加者数 ・説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>・10万部配布 ・11月公表 3000部配布 ・約3,300人 ・87%</td> <td>個人情報保護の問題に対する事業者及び国民の意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することが重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>国際会議等における報告数・配布数：出席会議の3割以上</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>・出席会議の5割（平成21年度に出席した4件の国際会議等の中で、2件の報告・資料配布等を行った。）</td> <td>会合に定期的に出席し、積極的に発言や資料の配布を行うことにより、他の加盟国との関係構築が図られ、我が国の個人情報保護制度について国際的な理解が得られるため、目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上 【参考指標】 ・パンフレット配布部数 ・法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布 ・説明会・講演会の参加者数 ・説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合	C:達成に向けて進展があった	・10万部配布 ・11月公表 3000部配布 ・約3,300人 ・87%	個人情報保護の問題に対する事業者及び国民の意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することが重要であるため、目標として設定した。	国際会議等における報告数・配布数：出席会議の3割以上	C:達成に向けて進展があった	・出席会議の5割（平成21年度に出席した4件の国際会議等の中で、2件の報告・資料配布等を行った。）	会合に定期的に出席し、積極的に発言や資料の配布を行うことにより、他の加盟国との関係構築が図られ、我が国の個人情報保護制度について国際的な理解が得られるため、目標として設定した。
達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方													
個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上 【参考指標】 ・パンフレット配布部数 ・法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布 ・説明会・講演会の参加者数 ・説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合	C:達成に向けて進展があった	・10万部配布 ・11月公表 3000部配布 ・約3,300人 ・87%	個人情報保護の問題に対する事業者及び国民の意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することが重要であるため、目標として設定した。													
国際会議等における報告数・配布数：出席会議の3割以上	C:達成に向けて進展があった	・出席会議の5割（平成21年度に出席した4件の国際会議等の中で、2件の報告・資料配布等を行った。）	会合に定期的に出席し、積極的に発言や資料の配布を行うことにより、他の加盟国との関係構築が図られ、我が国の個人情報保護制度について国際的な理解が得られるため、目標として設定した。													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁消費者情報課

施策名	政策体系上の位置付け			
	消費者政策の推進			
一元的な消費者事故情報の集約・分析				
施策の概要	<p>消費者事故等に関する情報を消費者庁にて集約し、その情報を的確に分析し、必要に応じて消費者に対して情報提供を行う。具体的には、消費者安全法の趣旨に沿った消費者事故等の通知が行われるべく各省庁、地方公共団体等への同法の周知徹底、消費者からの疑義情報を受け付ける「消費者情報ダイヤル」の設置・運用、消費者庁にて一元化された情報を的確に分析するために、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換の実施、分析の結果により適宜消費者に対しての注意喚起等を行う。</p>			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 下記の目標については達成に向けて進展があった。また、本施策の目的である消費者事故等の未然防止、拡大防止のため、消費者庁が収集する情報を一層拡充し、分析の質を高めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者安全法では消費者事故等の情報を消費者庁にて集約・分析し、必要あれば消費者への注意喚起を行うことが規定されている。</p> <p>(有効性) 消費者庁設置以前は、消費者の権利を損なう恐れのある情報の収集やその情報の共有が不十分であったため、消費者事故等による被害の拡大を防止できなかったという問題があった。そのため、消費者庁にて消費者事故等の情報を一元化し、適時適切な対応を取ることで、消費者事故等の未然防止・拡大防止に役立った。</p> <p>(効率性) 消費者事故の集約・分析については消費者事故等の情報を効率的に処理できる仕組みや効果的な分析のための手法の開発等が今後必要と考えている。</p> <p>(反映の方向性) 消費者事故等の未然防止、拡大防止のため、消費者安全法に基づく消費者事故等に関する通知が適切に運用されるよう情報集約体制の整備や、効率的な分析を行うための仕組みや手法の検討を行い、分析の質を高める。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p>			
	達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方
	消費者安全法第12条の規定により通知された消費者事故等の発生に係る情報の共有(庁内・関係省庁)を毎日実施。	C:達成に向けて進展があった	通知された情報については、通知されるごとに庁内の関係部署及び関係省庁に提供している。	消費者事故等による被害の拡大を防止するため、消費者事故等に関する情報が通知された場合は、迅速に対応すべきことから、目標として設定した。
	消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の共有(庁内・関係省庁)を毎日実施。	C:達成に向けて進展があった	寄せられた情報については、毎日消費者庁内で整理し、庁内の関係部署及び関係省庁に提供している。	消費者事故等による被害の拡大を防止するため、疑義情報を得た場合は、迅速に対応すべきことから、目標として設定した。
	国民生活センターとの情報共有会議を毎月2回のペースで開催。	C:達成に向けて進展があった	平成21年11月から22年3月までに13回開催。	消費者事故等情報の分析のため、国民生活センターにこれまで蓄積された知見やノウハウをすることは有効な手段であるため、目標として設定した。
	情報検討ネットワーク検討会(実務経験者との意見交換)を2ヶ月に1回開催。	C:達成に向けて進展があった	平成21年11月から22年3月までに4回開催。	消費者事故等情報の分析のため、外部有識者の知見を活用することは有効な手段であるため、目標として設定した。
消費者に対する情報の提供	C:達成に向けて進展があった	消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の公表の基準を策定し、この基準に基づいて消費者に情報を提供。また、「消費者庁を騙る悪質な勧誘に関する消費者への注意喚起等について」(平成22年3月26日)のように、広く消費者に対し情報提供等注意喚起をすべき状況にあるときは、適宜対応を取っている。	消費者事故等による被害の拡大を防止するため、消費者に対し、適時適切に情報提供や注意喚起等の措置をとることが必要であり、目標として設定した。	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	第169回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説	平成20年1月18日	今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。	
消費者行政推進基本計画について(閣議決定)	平成20年6月27日	消費者庁は、消費生活センターからの情報、国民生活センターのP I O - N E T や事故情報データベースを通じた情報、さらには関係機関(保健所、警察、消防、病院等を含む)からの情報などを一元的に集約・分析する。また、関係機関等の商品テスト機能を活用し、原因究明を行う。 同時に、消費者庁は事故情報に関する事業者からの報告を受け、調査の上、迅速、的確にそれを公表する。また、企業の従業員等からの通報、広く国民・消費者からの不正取引に関する申出等を受け付ける。 こうした取組を通じ、消費者庁は、消費者、事業者、その他の関係者からの情報を集約し、多角的、総合的に事実確認を行う。こうした情報分析を迅速に行うために、分野別に専門性を備えた情報分析官を配置する。		

平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年 8 月

担当部局名：消費者庁地方協力課

施策名	政策体系上の位置付け																		
地方消費者行政の推進	消費者政策の推進																		
施策の概要	<p>平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を、庁内に設置した「地方消費者行政推進本部」にて着実に推進していく。</p> <p>また、地方消費者行政の推進には、首長の理解を得ることが不可欠なため、三役をはじめとする幹部を中心に地方公共団体首長への働きかけを行う。</p> <p>更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、消費者にとっての相談機会の充実を図る。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 21年度においては、「基金」を活用した消費生活センターの設置や相談員の配置・増員、知事をトップとする「本部」の設置などの動きが見られ、全体として地方消費者行政の充実・強化の取組みが前進しつつある。</p> <p>(必要性) 消費者の安心・安全を確保するためには、消費生活の現場である地方公共団体における消費者行政の充実・強化が不可欠である。</p> <p>(有効性) 21年度においては、「基金」の活用などにより、37箇所の消費生活センターが新設されたほか、304名の消費生活相談員が新規配置、増員されるなど、地方公共団体において、「基金」を有効に活用した取組みが行われた。また、地方で消費者行政に携わる現場担当職員等と積極的に意見交換を行い、地方公共団体と更なる関係強化を図った。</p> <p>(効率性) 地方公共団体における先進的な事例を発信し、地方公共団体が効果的・効率的に取組みを実施するよう努めた。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進及び地方公共団体首長への働きかけを行っていくとともに、地域の消費者問題に携わる団体・グループが広く集い、交流を図る場を設け、その活動の活性化を促していく。また、消費者庁に「地方協力課」を新設し、これまで以上に緊密な支援や連携に努めていく。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">達成目標</th> <th style="width: 25%;">達成状況</th> <th style="width: 25%;">実績値</th> <th style="width: 25%;">達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方で消費者行政に携わる現場担当職員等との意見交換回数：60回</td> <td>B:達成できた</td> <td>84回</td> <td>22年度からは「地方協力課」が新設される見込みであることを踏まえ、月10回程度は地方公共団体担当者などの現場の関係者との意見交換を行い、「顔の見える関係」の構築を目指すため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの推進：地方消費者行政を充実・強化する。</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>各自自治体において「基金」を活用した取組みが進むなど、地方消費者行政の充実強化が図られた。</td> <td>消費者の安全・安心を確保するためには、消費生活の現場である地方における消費者行政の充実強化が不可欠なため、消費者庁においても重要施策と位置付け、取り組んでいく必要があるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>消費者ホットラインの運用状況：消費者の利便に資するよう消費者ホットラインを運用する。</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>可能な限り相談窓口に直接接続出来るようにするなど、消費者の利便に資するよう運用した。</td> <td>通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口を増やし、消費者の利便性の向上を図るため、目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	地方で消費者行政に携わる現場担当職員等との意見交換回数：60回	B:達成できた	84回	22年度からは「地方協力課」が新設される見込みであることを踏まえ、月10回程度は地方公共団体担当者などの現場の関係者との意見交換を行い、「顔の見える関係」の構築を目指すため、目標として設定した。	地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの推進：地方消費者行政を充実・強化する。	C:達成に向けて進展があった	各自自治体において「基金」を活用した取組みが進むなど、地方消費者行政の充実強化が図られた。	消費者の安全・安心を確保するためには、消費生活の現場である地方における消費者行政の充実強化が不可欠なため、消費者庁においても重要施策と位置付け、取り組んでいく必要があるため、目標として設定した。	消費者ホットラインの運用状況：消費者の利便に資するよう消費者ホットラインを運用する。	C:達成に向けて進展があった	可能な限り相談窓口に直接接続出来るようにするなど、消費者の利便に資するよう運用した。	通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口を増やし、消費者の利便性の向上を図るため、目標として設定した。
達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方																
地方で消費者行政に携わる現場担当職員等との意見交換回数：60回	B:達成できた	84回	22年度からは「地方協力課」が新設される見込みであることを踏まえ、月10回程度は地方公共団体担当者などの現場の関係者との意見交換を行い、「顔の見える関係」の構築を目指すため、目標として設定した。																
地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの推進：地方消費者行政を充実・強化する。	C:達成に向けて進展があった	各自自治体において「基金」を活用した取組みが進むなど、地方消費者行政の充実強化が図られた。	消費者の安全・安心を確保するためには、消費生活の現場である地方における消費者行政の充実強化が不可欠なため、消費者庁においても重要施策と位置付け、取り組んでいく必要があるため、目標として設定した。																
消費者ホットラインの運用状況：消費者の利便に資するよう消費者ホットラインを運用する。	C:達成に向けて進展があった	可能な限り相談窓口に直接接続出来るようにするなど、消費者の利便に資するよう運用した。	通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口を増やし、消費者の利便性の向上を図るため、目標として設定した。																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																
	消費者行政推進基本計画(閣議決定)	平成20年6月27日	<p>○何よりも地方自治体との緊密な協力が必要であり、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築されなければならない。</p> <p>○一元的な消費者相談窓口に通定の電話番号を設ける(後略)。</p> <p>○(前略)地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある。このため、新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要である。</p>																

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁消費者安全課

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進			政策体系上の位置付け																																
				消費者政策の推進																																
施策の概要	<p>事故情報の消費者庁への一元化としては、①「重大事故等」を知った関係行政機関等に対して、消費者庁へ通知を義務付ける消費者安全法が施行されたほか、②消費生活用製品安全法の重大製品事故情報報告・公表制度が移管された。消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的な件数、事故概要等を公表している。</p> <p>また、事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備されたものであり、国民の方々はインターネットから事故情報を自由に閲覧・検索することができる。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 平成21年9月の消費者庁発足以降、消費者安全課では、消費者安全法、消費生活用製品安全法に基づく重大事故の収集及び公表を定期的かつ迅速に行ってきた。ただし、事故情報の報告・公表制度の拡充等、国民からの期待に照らし取り組むべき課題も多い。</p> <p>事故情報データバンクは、9機関の協力を得て運用を開始した。家庭用品品質表示法違反については、不適正な表示とそれによる一般消費者の不利益を考慮し対処した。消費者の安全確保のための施策を推進できた。</p> <p>(必要性) 消費者庁発足の契機となった事故情報一元化を推進し、定期公表や事故情報データバンク等により国民の共有財産である事故情報を公表・開示していくことは、消費者の安全確保のために必要である。</p> <p>(有効性) 消費者事故情報の公表に当たっては、定期的に迅速に公表し、分かりやすい公表に努めた。事故情報データバンクに運用を開始し、誰でも事故情報に簡単にアクセスできるようになった。家庭用品品質表示法に基づき、表示違反行為に対して厳正に対処を行うことにより、適正な家庭用品表示の推進を図った。</p> <p>(効率性) 消費生活用製品安全法や消費者安全法によって集まった消費者事故情報を消費者へ提供するため、定期的な公表と事故情報データバンクによる開示を行なうことで、多くの情報を効率的に消費者に提供できた。</p> <p>(反映の方向性) 今後とも消費者事故情報について、収集・公表を行っていく。また、事故情報データバンクの参画機関を増やしていくように努める。さらに、消費者安全法に基づいて通知された消費者事故等について、多くは原因究明等が行われていないため、今後、体制を整備して、これら未着手の事故について原因究明し、再発防止策に取り組みなければならない。家庭用品品質表示法の執行を引き続き厳正に行なっていく。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成目標</th> <th>達成状況</th> <th>実績値</th> <th>達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者安全法に基づく情報(生命・身体分野に関するもの)の公表頻度(毎週1回)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>毎週1回(水曜日)に公表</td> <td>消費者事故情報を定期的に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>消費生活用製品安全法に基づく情報の公表頻度(毎週2回)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>毎週2回(火・金曜日)に公表</td> <td>過去の実績を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>消費者安全法に基づく情報(生命・身体分野に関するもの)の公表の迅速性(特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>一週間以内に実施</td> <td>消費者事故情報を迅速に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>消費生活用製品安全法に基づく情報の公表の迅速性(特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>一週間以内に実施</td> <td>過去の実績を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>「事故情報データバンク」の運用開始(12月より運用開始)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>12月より関係機関内での運用開始 国民向け運用を4月に開始</td> <td>消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>「事故情報データバンク」の参画関係機関数(10機関以上)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>9機関</td> <td>消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>家庭用品品質表示法の厳正な執行(家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処する。)</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td>【参考指標】 ・執行件数：指示7件</td> <td>家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処することは消費者の権利擁護のために重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	消費者安全法に基づく情報(生命・身体分野に関するもの)の公表頻度(毎週1回)	C:達成に向けて進展があった	毎週1回(水曜日)に公表	消費者事故情報を定期的に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。	消費生活用製品安全法に基づく情報の公表頻度(毎週2回)	C:達成に向けて進展があった	毎週2回(火・金曜日)に公表	過去の実績を踏まえて目標値を設定した。	消費者安全法に基づく情報(生命・身体分野に関するもの)の公表の迅速性(特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内)	C:達成に向けて進展があった	一週間以内に実施	消費者事故情報を迅速に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。	消費生活用製品安全法に基づく情報の公表の迅速性(特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内)	C:達成に向けて進展があった	一週間以内に実施	過去の実績を踏まえて目標値を設定した。	「事故情報データバンク」の運用開始(12月より運用開始)	C:達成に向けて進展があった	12月より関係機関内での運用開始 国民向け運用を4月に開始	消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。	「事故情報データバンク」の参画関係機関数(10機関以上)	C:達成に向けて進展があった	9機関	消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。	家庭用品品質表示法の厳正な執行(家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処する。)	C:達成に向けて進展があった	【参考指標】 ・執行件数：指示7件	家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処することは消費者の権利擁護のために重要であるため、目標として設定した。
	達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方																																
消費者安全法に基づく情報(生命・身体分野に関するもの)の公表頻度(毎週1回)	C:達成に向けて進展があった	毎週1回(水曜日)に公表	消費者事故情報を定期的に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。																																	
消費生活用製品安全法に基づく情報の公表頻度(毎週2回)	C:達成に向けて進展があった	毎週2回(火・金曜日)に公表	過去の実績を踏まえて目標値を設定した。																																	
消費者安全法に基づく情報(生命・身体分野に関するもの)の公表の迅速性(特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内)	C:達成に向けて進展があった	一週間以内に実施	消費者事故情報を迅速に公表し、消費者に届けることは、消費者庁の事故情報一元化にとって重要であるため、目標として設定した。																																	
消費生活用製品安全法に基づく情報の公表の迅速性(特段の事由がない限り、報告書受領後一週間以内)	C:達成に向けて進展があった	一週間以内に実施	過去の実績を踏まえて目標値を設定した。																																	
「事故情報データバンク」の運用開始(12月より運用開始)	C:達成に向けて進展があった	12月より関係機関内での運用開始 国民向け運用を4月に開始	消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。																																	
「事故情報データバンク」の参画関係機関数(10機関以上)	C:達成に向けて進展があった	9機関	消費者に消費者事故情報の閲覧・検索が可能とすることは、重要であるため、目標として設定した。																																	
家庭用品品質表示法の厳正な執行(家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処する。)	C:達成に向けて進展があった	【参考指標】 ・執行件数：指示7件	家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処することは消費者の権利擁護のために重要であるため、目標として設定した。																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																	
	消費者行政推進基本計画(閣議決定)	平成20年6月27日	<p>4.(2) 消費者庁は、消費生活センターからの情報、国民生活センターのPIO-NETや事故情報データバンクを通じた情報、さらには関係機関(保健所、警察、消防、病院等を含む)からの情報などを一元的に集約・分析する。また、関係機関等の商品テスト機能を活用し、原因究明を行う。</p> <p>同時に、消費者庁は事故情報に関する事業者からの報告を受け、調査の上、迅速、的確にそれを公表する。</p> <p>4.(2)⑥ 既存制度のすき間を埋めるために、制度の改正や新たな制度の創設が必要な場合は、消費者庁において必要な措置を検討し速やかに方針を決定する。</p>																																	

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁取引・物価対策課

施策名	消費者取引対策の推進	政策体系上の位置付け									
		消費者政策の推進									
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行う。 ・都道府県の法執行の強化の支援 ・4業法により主務大臣が行う行政処分への対応 										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 消費者取引対策を着実に推進してきているところ、一層的確かつ厳正な特定商取引法の執行などを行っていく。</p> <p>（必要性） 訪問販売など消費者トラブルの多い取引について消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特定商取引法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要。</p> <p>（有効性） 特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中、平成21年度は48件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。</p> <p>（効率性） 消費者庁と経済産業局の密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用して法執行を実施。</p> <p>（反映の方向性） 平成21年12月より原則すべての商品・サービスが規制対象となったことに伴い、平成21年12月以降の消費者被害・苦情相談情報が積み重なるにつれ、今後、処分の是非の判断を求められる事案は大幅に増えることが見込まれ、また、違反事案が巧妙化・複雑化してきている。こうした中で、国民各界各層からの要請に応え消費者保護を適切に図るべく、多種多岐にわたる事案に的確に対処することできるよう執行体制を抜本的に強化する。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">達成目標</th> <th style="width: 25%;">達成状況</th> <th style="width: 25%;">実績値</th> <th style="width: 25%;">達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特商法等所管法律の違反に対し、厳正に対処する</td> <td>C: 達成に向けて進展があった</td> <td> - 【参考指標】 ・処分件数 48件 ・ISP通報件数 20,848件 ・金融庁への情報提供件数 35件 </td> <td>消費者トラブルの多い取引について消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特商法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要であるため、目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	特商法等所管法律の違反に対し、厳正に対処する	C: 達成に向けて進展があった	- 【参考指標】 ・処分件数 48件 ・ISP通報件数 20,848件 ・金融庁への情報提供件数 35件	消費者トラブルの多い取引について消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特商法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要であるため、目標として設定した。
達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方								
特商法等所管法律の違反に対し、厳正に対処する	C: 達成に向けて進展があった	- 【参考指標】 ・処分件数 48件 ・ISP通報件数 20,848件 ・金融庁への情報提供件数 35件	消費者トラブルの多い取引について消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特商法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要であるため、目標として設定した。								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）								

平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年 8 月

担当部局名：消費者庁取引・物価対策課

施策名	物価対策の推進			政策体系上の位置付け								
				消費者政策の推進								
施策の概要	<p>各種公共料金の改定等について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議により調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い結果などについて消費者への情報提供などを行う。</p>											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>(総合的評価) 公共料金の改定等に係る調整を適切に行うなど物価安定対策を的確に進めることができたが、消費者利益の擁護・増進を任務とする消費者庁が設置されたことを踏まえ、公共料金の改定等手続に係る消費者庁の関与についての検討を行っていく。</p> <p>(必要性) 物価の安定は、国民の日常生活に深く関係し、消費者利益の擁護及び増進のために重要であることから、各省庁が認可等を行っている公共料金の改定等について、適切に関与することが必要。</p> <p>(有効性) 各省庁が行う公共料金の改定等について、物価高騰対策の観点から適切に関与。</p> <p>(効率性) 公共料金の重要性に応じた対応（重要なものは閣僚会議への付議、それ以外は省庁間協議等）を行い、公共料金への関与を効率的に実施。</p> <p>(反映の方向性) 公共料金への関与について、物価の安定や消費者利益の擁護及び増進の観点から、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方も踏まえて、その仕組みの見直しの検討を行う。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">達成目標</th> <th style="width: 15%;">達成状況</th> <th style="width: 40%;">実績値</th> <th style="width: 20%;">達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者への物価に関する情報提供</td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td> 【参考指標】 ・「公共料金の窓HPへのアクセス数」 6,709件 ・「公共料金の窓HPへのデータ登録数」 90件 ・「物価情報ネットワークHPへのアクセス数」 5,714件 ・「物価情報ネットワークHPへのデータ登録数」 一件 </td> <td>物価の安定は消費者利益の擁護及び増進のために重要であるため、目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費者庁設立に伴う情報システム変更作業等に伴いホームページを開設できなかった期間（平成21年9月～10月）があったことなどから、前年度との比較は困難である。</p>				達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	消費者への物価に関する情報提供	C:達成に向けて進展があった	【参考指標】 ・「公共料金の窓HPへのアクセス数」 6,709件 ・「公共料金の窓HPへのデータ登録数」 90件 ・「物価情報ネットワークHPへのアクセス数」 5,714件 ・「物価情報ネットワークHPへのデータ登録数」 一件	物価の安定は消費者利益の擁護及び増進のために重要であるため、目標として設定した。
達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方									
消費者への物価に関する情報提供	C:達成に向けて進展があった	【参考指標】 ・「公共料金の窓HPへのアクセス数」 6,709件 ・「公共料金の窓HPへのデータ登録数」 90件 ・「物価情報ネットワークHPへのアクセス数」 5,714件 ・「物価情報ネットワークHPへのデータ登録数」 一件	物価の安定は消費者利益の擁護及び増進のために重要であるため、目標として設定した。									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）									
<div style="border: 1px dashed black; min-height: 80px;"></div>												

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁表示対策課

施策名	消費者表示対策の推進			政策体系上の位置付け								
				消費者政策の推進								
施策の概要	<p>景品表示法に違反する疑いのある行為について、所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、調査結果に基づいて必要な措置（措置命令（平成21年8月以前にあっては排除命令）、警告又は注意をいう。）を講ずる。</p>											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 平成21年度において措置をとった事件については、国民生活に深く関わっており、社会のニーズが高い分野のものであり、またその処理日数も大幅に改善されており、景品表示法を厳正かつ迅速に、かつ、効果的に執行できたものと評価できる。 他方、排除命令、警告、注意の件数自体は減少しているところ、近年になく多数寄せられている景品表示法違反被疑情報を効率的に処理し、違反事件に結びつけるための取組については、さらに改善する余地があると思われる。</p> <p>（必要性） 消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。また、本施策は、一般消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保という公益を目的として、消費者取引を行う事業者を対象としてなされるものであるところ、行政においてなされる必要がある。</p> <p>（有効性） 外部から提供される景品表示法違反被疑情報が大幅に増加する一方で、措置命令・排除命令、警告、注意の件数自体は減少している。しかし、国民生活に広く影響のある幅広い分野の事案に積極的に取り組んでおり、この点は、広く事業者に対して景品表示法への注意・関心を促すことにつながるもので、違反行為の未然防止という観点からも意味のあるものであり、その有効性を評価できる。</p> <p>（効率性） 措置命令・排除命令を行った事案の処理に要した日数（事件処理開始日から措置命令・排除命令までの期間で休日を含む。）の平均値は110日であり、前年度に比し、76日減少している。また、半数以上の案件（7件）について、3ヶ月以内に処理している。 限られたリソースの効率的活用の観点から、景品表示法違反事件処理が効率的に行われたものと評価できる。</p> <p>（反映の方向性） 引き続き、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を上げるため、消費者庁における法執行力を向上させるとともに、同法を執行する消費者庁、公正取引委員会及び都道府県との間の連携を図ることにより、国民生活に広く影響のある分野における景品表示法違反被疑事件を取り上げるなど、国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行を行っていく必要がある。同時に、外部から提供された情報等を効率的に処理し、違反事件に結びつけるための体制整備等を含めた取組をさらに行っていく必要がある。</p> <p>【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成目標</th> <th>達成状況</th> <th>実績値</th> <th>達成目標の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 景品表示法の厳正な執行【参考指標】 ・景品表示法違反事件の処理件数 ・措置命令・排除命令 ・景品表示法違反事件の平均事件処理日数 </td> <td>C:達成に向けて進展があった</td> <td> ・景品表示法違反事件処理件数:3,486件 ・措置命令・排除命令:12件 ・平均事件処理日数:110日 </td> <td> 景品表示法の厳正な執行を行うことにより、一般消費者が、商品又はサービスに関する正確な情報に基づいて、自主的かつ合理的に商品又はサービスを選択できるような環境の創出・確保が期待されるため目標として設定した。 </td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方	景品表示法の厳正な執行【参考指標】 ・景品表示法違反事件の処理件数 ・措置命令・排除命令 ・景品表示法違反事件の平均事件処理日数	C:達成に向けて進展があった	・景品表示法違反事件処理件数:3,486件 ・措置命令・排除命令:12件 ・平均事件処理日数:110日	景品表示法の厳正な執行を行うことにより、一般消費者が、商品又はサービスに関する正確な情報に基づいて、自主的かつ合理的に商品又はサービスを選択できるような環境の創出・確保が期待されるため目標として設定した。
達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方									
景品表示法の厳正な執行【参考指標】 ・景品表示法違反事件の処理件数 ・措置命令・排除命令 ・景品表示法違反事件の平均事件処理日数	C:達成に向けて進展があった	・景品表示法違反事件処理件数:3,486件 ・措置命令・排除命令:12件 ・平均事件処理日数:110日	景品表示法の厳正な執行を行うことにより、一般消費者が、商品又はサービスに関する正確な情報に基づいて、自主的かつ合理的に商品又はサービスを選択できるような環境の創出・確保が期待されるため目標として設定した。									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 消費者基本計画（閣議決定）	年月日 平成17年4月8日	記載事項（抜粋） 景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。									

平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：消費者庁食品表示課

施策名	食品表示対策の推進	政策体系上の位置付け
		消費者政策の推進

施策の概要

JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示に関する関係法令に基づき、表示基準等の企画・立案を行うとともに、表示違反に対して関係省庁と連携しつつ執行を実施する。

具体的には、以下の施策を講じているところである。

- ① JAS法に基づく品質表示基準の策定・改正を行うとともに、当該基準に基づく適正な表示がなされているか監視を行い、表示違反に対して厳正に対処する。
- ② 食品衛生法に基づく表示基準の改正を行うとともに、表示違反に対して厳正に対処する。
- ③ 健康増進法に基づく栄養表示制度や特別用途表示制度について検討を行い、必要に応じて改正を行うとともに、当該表示制度に係る表示違反や虚偽・誇大な広告に対して厳正に対処する。

【評価結果の概要】

(総合的評価)

食品表示に関する制度について、消費者や食品事業者に対して、分かりやすいパンフレットを作成・配布し、食品表示制度についての正しい知識の普及啓発を図ることができた。

また、食品表示に関する一元的な相談対応については、消費者や食品事業者からの問い合わせに対して消費者庁において一元的に対応することで、適切で迅速な対応が図った。

所管法令の執行に関しては、食品表示の関連法令に基づき、表示違反行為に対して厳正に対処を行うことにより、適正な食品表示の推進を図った一方で、①JAS法とその他関係法令との連携、②執行状況に関する消費者への情報提供、③健康食品等の虚偽・誇大表示に関する監視・執行体制の強化等の課題に対応する必要がある。

一方、所管法令の執行に関しては、

- ①JAS法とその他関係法令との効果的な連携体制の構築
- ②所管法令の執行状況に関する消費者への分かりやすい形での情報提供の実施
- ③専任職員が配属されていない健康食品等の虚偽・誇大表示に関する監視・執行についての執行体制の強化

といった執行体制に関する課題がある。

(必要性)

食品の表示は、消費者が食品を選択する際の重要な判断材料であり、適正な表示がなされることが消費者利益の確保のために不可欠である。

このため、消費者利益の擁護と増進を図るためには、JAS法、食品衛生法、健康増進法に関連する表示基準等を的確に企画・運用し、さらにはこれらの法令の違反行為に対して厳正に対処を行う必要がある。

(有効性)

パンフレットの作成に当たっては、消費者等の意向を踏まえ、分かりやすいパンフレットの作成に努めた。加えて、表示の実態等を踏まえて、適宜、パンフレットを追加で作成・配布したことにより、消費者や輸入事業者を含む食品事業者に対して、食品表示制度の効果的な普及啓発を行うことができたと考えている。

食品表示の関連法令に基づき、表示違反行為に対して厳正に対処を行うことにより、適正な食品表示の推進を図った。

(効率性)

消費者や食品事業者からの食品表示に関する問い合わせに対して、消費者庁において一元的に対応することで、適切で迅速な対応を図った。

(反映の方向性)

食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方について、食品表示の関連法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討を進めることとしている。なお、食品表示に関する個別課題としては、①加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大、②健康食品の表示の在り方、③栄養成分の表示の在り方など、早急な対応を要する喫緊の課題がある。

また、所管法律の執行については、①JAS法とその他関係法令との効果的な連携体制の構築、②JAS法をはじめとする各法律の執行状況に関する消費者への分かりやすい情報提供の実施、③専任職員が配属されていない健康食品等の虚偽・誇大表示に関する監視・執行についての執行体制の強化等を図ることにより、執行力の強化を図ることとする。

今後とも、消費者行政の重要な分野である食品表示制度について、食品表示の関連法令を統一的に解釈・運用等を通じて、消費者がメリットを実感できる行政を推進することとする。

【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の考え方】

達成目標	達成状況	実績値	達成目標の考え方
食品表示制度の普及・啓発のためのパンフレット作成(2件)	B：達成できた	3件	食品表示制度の普及・定着を図っていくことが重要であることから、目標として設定した。
食品表示に係る一元的な相談対応(月平均1,000件)	B：達成できた	月平均1,500件	消費者庁の設置により、食品表示に関する関連法令に基づく食品表示に関する問い合わせに対しては、消費者庁が一元的に対応できることとなったことから、目標として設定した。
所管法律の厳正な執行	C：達成に向けて進展があった	・処理件数：88件 (H21.9～H22.3)	表示違反に対して厳正に執行を行うことにより食品表示の適正化が図られるため、目標として設定した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成 2 3 年度 消費者庁の重点施策

平成 2 2 年 8 月

消 費 者 庁

平成 23 年度 消費者庁の重点施策

消費者庁は、「消費者の権利」を尊重し、消費者の自立を支援する観点から、消費者行政を統一的・一元的に推進することにより、消費者の安全・安心を確保するとともに、安全・安心で質の高い市場を実現することを目指しています。

本年 3 月に閣議決定した「消費者基本計画」を着実に推進するとともに、特に同計画の第二年度目に当たる平成 23 年度においては、以下の取組の重点化を図ります。

なお、これらの取組をより実りのあるものとしていくためには、関係行政機関、地方公共団体、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体の協力が不可欠です。関係者の連携を図りながら、消費者行政の統一的・一元的な推進に努めてまいります。

【項目】

消費者被害の防止（未然防止、拡大防止）

法執行体制の強化

地方消費者行政の強化及び消費者団体との連携・協働

消費者教育の体系的・総合的推進

国際的な取組の強化

新たな課題への対応

消費者被害の防止（未然防止、拡大防止）

消費者被害を未然に防止し、その拡大を防ぐため、特に身体・生命分野の安全確保のための取組を強化します。

具体的には、消費者事故情報等の収集・分析・原因究明体制の強化・拡充を図るほか、消費者事故の原因を確実に究明するための独立した事故調査機関の在り方等を検討していきます。

(1) 消費者事故情報等の収集・分析・原因究明体制

消費者安全法に基づき消費者庁に対して通知される事故情報等に関する消費者庁の収集・分析・原因究明体制について強化・拡充を図ります。

(2) 独立・公正・網羅的な事故調査機関

国内の既存の事故調査機関等の機能の検証、及び国外の調査機関の在り方の調査・研究を踏まえ、効果的に機能する仕組みを検討し、なるべく早期に結論を得て必要な措置を講じます。

(3) リコール情報等の消費者への情報提供

行政によるリコール情報の一元化を図って、消費者に情報を届ける仕組みを整備することにより、リコール回収率向上を図り、消費者被害を防ぎます。

(4) 子どもを事故から守る取組

子どもの不慮の事故防止のため、保護者等に対する注意喚起について、より効果的な内容や手法の検討を進めるとともに、各地で実践されている優れた取組を収集、発信する取組を行います。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

消費者事故の原因究明	231 (214)
医療機関とのネットワーク構築	27 (53)
消費者事故等に関する初動対応	42 (0)
商品テスト事業・情報分析事業の強化(国民生活センター)【運営費交付金の内数】	1751 (1743)
リコール情報の一元化と回収率の向上プロジェクト	85 (0)
子どもの不慮の事故防止策の検討	28 (0)

法執行体制の強化

若者からお年寄りまで暮らしの安全を守るために、景品表示法、特定商取引法、食品表示に関する諸法律等の執行体制を強化します。

(1) 景品表示法の執行体制

景品表示法違反行為に関する外部からの情報提供件数が増加している中、これら情報を有効に活用し、違反行為に厳正かつ迅速に対処するための体制の強化を図ります。

(2) 特定商取引法の執行体制

原則すべての商品・サービスが規制対象となり、消費者トラブルが積み重なるにつれ、今後調査・処分等を行うべき事案の増加が見込まれることや違反事案が巧妙化・複雑化していることなどに対応し、よりの確かつ厳正に悪質事業者に対応するため、執行体制の強化を図ります。

(3) 食品表示に関する法律の執行体制

食品の表示基準の違反行為に対して、J A S 法や食品衛生法など関係法律の連携強化や消費者への迅速かつ適切な情報提供を図るため、執行体制の強化を図ります。

また、一層の監視強化が求められている健康食品等の虚偽・誇大表示等について、表示の適正化を推進するため、健康増進法の執行体制の強化を図ります。

さらに、平成 23 年 7 月に米トレサビリティ法に基づく産地情報伝達制度が施行されることから、米穀事業者が当該制度に基づき適切に伝達しているか監視・執行を行うために必要な体制整備を図ります。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

景品表示法執行情報共有ネットワーク構築	27 (0)
専門人材(非常勤職員)の増員	508 (328)

地方消費者行政の強化及び消費者団体との連携・協働

地方消費者行政については、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進を図るとともに、「集中育成・強化期間」(平成21～23年度)後の地方消費者行政の望ましい姿や、国の支援の在り方に関する消費者委員会での検討結果も踏まえ、その具体化に取り組みます。地方消費者行政を支える基盤である、国民生活センターの研修、商品テスト事業等の実施体制やP I O - N E Tの整備も推進します。

消費者団体・グループについては、活動の活性化や連携強化等を図るための取組を進めていきます。

(1) 地方消費者行政の活性化

消費者行政の「現場」である地方消費者行政の充実・強化を着実に推進するとともに、「集中育成・強化期間」後の望ましい地方消費者行政の姿や国の支援の在り方について、消費者委員会での検討結果も踏まえ、その具体化に取り組みます。

(2) 研修、商品テスト事業等の実施体制

地方消費者行政の充実・強化を支援するため、消費者行政職員及び相談員を対象とした研修を充実するほか、都道府県等における相談処理に資する商品テスト依頼に不足なく対応するため、国民生活センターによる商品テスト機能を強化します。

(3) P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワーク・システム)

平成22年4月から新システムによる運用を開始し、P I O - N E T 端末を設置した消費生活センター数がほぼ倍増となることから、システムの安定的な稼働を図るため、国民生活センターによるデータ管理体制の整備を推進します。

(4) 消費者問題に携わる多様な団体・グループの参加と連携の促進

地域において、消費者問題に取り組む多様な団体・グループとの意見交換の場を設け、その活動の活性化や相互間の連携強化等を図ります。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

商品テスト事業・研修事業の強化(国民生活センター)【運営費交付金内数】	718(499)
地方消費者政策の推進	241(286)

消費者教育の体系的・総合的推進

複雑化する消費生活の中で、消費者が自主的・合理的に行動できる能力を身に付けていくことができるよう、新たな学習指導要領を踏まえた学校における消費者教育、多様な主体が参加した地域における消費者教育等の取組など消費者教育を体系的・総合的に推進します。

(1) 消費者教育推進会議

消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体等からなる「消費者教育推進会議」の充実を図り、消費者教育を体系的・総合的に推進します。

また、多様な主体の参画・連携による消費者教育を推進するため、連携の際の役割分担や取組手法、課題克服の方法等を検討するなど「連携推進事業」を充実し、地域・社会における消費者教育の推進を図ります。

(2) 消費者教育用教材の活用

消費者教育を効果的・効率的に行うために、高等学校における効果的な消費者教育の教育手法と効果測定手法についての検討を行います。また、新学習指導要領の内容を踏まえた高校生向けの消費者教育用副教材を作成・配布します。

「消費者教育ポータルサイト」に、先導的な実践事例を掲載するコーナーを新たに設置します。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

消費者教育の推進

52 (56)

国際的な取組の強化

諸外国の食品・製品による消費者被害の発生など、消費生活の国際化の進展に対応し、国際的な連携強化に取り組むための体制整備を図り、二国間・多国間協力等を積極的に推進していきます。

(1) 二国間・地域間協力

消費生活の国際化の進展に伴う二国間・地域間における消費者問題に迅速に対応するため、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。

(2) 多国間協力

OECD 消費者政策委員会（CCP）における製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討へ積極的に参画し、また、消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN）等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。

(3) コーデックス委員会への参画

国際規格との整合性を図ることの重要性を踏まえ、コーデックス委員会に参画し、食品表示に関する規格やガイドライン等の策定に当たって、諸外国の機関等との意見交換を推進します。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

国際連携の推進

66（63）

新たな課題への対応

食品表示制度の一元化、消費者被害を受けた方が迅速に救済を受けられる被害救済制度の在り方、インターネット取引における消費者問題など、消費者行政上の新たな課題に対する取組を進めます。

(1) 消費者に分かりやすい食品表示制度

食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて、新たな食品表示制度の導入に伴う食品事業者のコスト分析や消費者ニーズを踏まえた表示事項、表示方法の開発等を推進します。

また、評価パネルの設置等により、新たな成分に係る食品の機能性の表示についての可能性の検討を行います。

(2) 集団的消費者被害救済制度

平成 22 年度に「集団的消費者被害救済制度研究会」において行う制度の選択肢の提示及び論点整理の内容を踏まえ、平成 23 年度において、引き続き検討を行い制度の詳細を含めた結論を得ます。

(3) インターネット取引における消費者問題

インターネットを活用した取引の増加を踏まえ、特に越境取引に関する消費者トラブルの解決のため、アジアでの消費者相談の国際ネットワークの構築に向けた検討を進めます。

【主な概算要求事項】

〔単位：百万円〕

食品表示一元化に向けた検討	40 (0)
食品の機能性評価モデル事業	83 (0)
インターネット取引における消費者問題の検討	45 (0)

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について（消費者庁関係施策※）

※消費者庁が「担当省庁等」に含まれる 68 施策＋国民生活センターが単独で実施する 4 施策＋担当省庁等が「関係省庁等」のみとなっている 3 施策＝合計 75 施策

（注）本資料は、平成 22 年 9 月 3 日に公表した「消費者基本計画における工程の明確化について（消費者庁関係施策）」を、消費者庁において、消費者委員会が関係する箇所を朱書きにして作成したもの。

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について(消費者庁関係施策※)

※消費者庁が「担当省庁等」に含まれる68施策＋国民生活センターが単独で実施する4施策＋担当省庁等が「関係省庁等」のみとなっている3施策＝合計75施策

●重要施策

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	消費者委員会からいただいた意見
1 (*1)	全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。 また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。 さらに、国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	消費者庁 国民生活センター	前段について、平成22年度当初から実施します。 中後段について、順次実施します。	初期稼働時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて実施 関係機関からの要望を踏まえ、年度中に追加配備に着手する。	継続的に実施 また、全国の消費生活センターや関係機関の意見を踏まえ、適時に改善を実施 配備の拡大について継続的に検討・実施				○現場の相談員に意見を聴いて、相談員が活用しやすいシステムにしてほしい。 ○PIO-NETの活用状況について検証していただきたい。
2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁 国民生活センター	直ちに着手し、継続的に実施します。	初期稼働時における消費者の意見、 消費者委員会等の建議・意見等 を踏まえて改善	継続的に実施 また、消費者、消費者団体、 消費者委員会等の幅広い意見 を踏まえ、連携機関の拡大など適時に改善を実施				○何らかの数値目標を定めるべき。 ○参画機関が少ない。 ○消費者・高齢者にとって使い勝手が悪い。 ○実態を反映した情報がデータベースに届くような制度を整備すべき。 ○情報を集めるにいく姿勢が必要。
4 (*2)	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成23年度中に結論を得ます。	【情報収集・公表】継続的に改善を実施 消費者安全法、消費生活用製品安全法、隣接制度等による事故情報収集状況の検証・国内外の制度調査等を実施	消費者委員会での検討を踏まえながら必要な措置を検討 検討を踏まえた措置				○基づく法律によって情報の公表の仕方が違うのはおかしい。 ○食品事故や遊具事故等についても報告を義務付けるべき。
7 (*3)	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	消費者庁 関係省庁等	直ちに着手します。	リコール情報の収集・消費者への情報提供を実施					○任意のリコール情報をどのように収集すべきか、また、収集した情報をいかに届けるべきかが問題。
13 (*4)	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度に検討を開始し、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得ます。	事故調査機関の在り方に関する基礎調査 「事故調査機関の在り方に関する検討会」による検討	消費者委員会による調査審議 を踏まえ、関係省庁・機関の協力を得て、効果的に機能する仕組みを検討 検討結果を踏まえた措置				○既存制度の問題点を洗い出し、当該問題点を検討すべき。 ○法的な整備も視野に入れた検討をすべき。 ○「独立」とは何かについて十分に検討すべき。 ○検討に際しては、被害者や消費者の意見にも配慮すべき。
35	消費者被害の発生又は拡大の状況等を動かし、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。	消費者庁 経済産業省 関係省庁等	平成22年度中に結論を得て、平成24年9月までに必要な措置を講じます。	消費者委員会を含めた 有識者からの意見 を聞きながら、重大事故等への措置及びその適用範囲について検討 結論を得る 必要な措置					—

(注) * 印を付した施策については、それぞれ、別添資料を参照。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	消費者委員会からいただいた意見
69 (*5)	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	消費者庁	平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。	①統一的な解釈・運用の推進 ②現行制度の課題把握 ③効果的な執行体制の在り方を議論 ④一元的な法体系の在り方を議論		一元的な法体系の制定	確実な執行		○国際ルールにのっとり、かつ、消費者にとってわかりやすい法体系にしてほしい。 ○関係省庁と十分な連携をとって、検討を進めてほしい。 ○制度の「基本的な考え方」は消費者庁で作成すべき。
70	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。	消費者庁	継続的に実施します。	・情報の収集・分析	品表改正案を検討	引き続き着実に拡大			
71	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	消費者庁 農林水産省	継続的に実施します。(平成23年7月施行)	制度の周知徹底 執行体制の確立		効果的な執行体制を議論し、整理を行う 効果的な執行を着実に推進			
73	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	消費者庁	引き続き検討します。	トランス脂肪酸を含め 栄養成分の表示の在り方を検討		必要に応じて、 一元的な法律に盛り込む			
74	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。	消費者庁	直ちに検討に着手します。	意見募集の結果を踏まえ、運用改善を実施					
75	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。	消費者庁	引き続き検討します。	諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査	表示の在り方を検討	必要に応じて、 一元的な法律に盛り込む			
76	「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。	消費者庁	平成22年夏を目途に論点整理を消費者委員会に報告します。	検討会における論点を整理する (#12.8.27公表済み)	論点整理において、 ・消費者庁において早急に取り組むべき課題とされたものについては、消費者庁が対応するとともに、 ・消費者委員会において更なる議論が必要とされたものについては、 消費者委員会へ報告				
79	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	消費者庁 警察庁 農林水産省	継続的に実施します。			効果的な執行体制を議論し、整理を行う 効果的な執行を着実に実施			

(注) * 印を付した施策については、それぞれ、別添資料を参照。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	消費者委員会からいただいた意見
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	平成22年度に着手します。	<p>会議充足</p> <p>消費者教育の実践に係る場</p> <p>学識経験者 消費者団体 教育関係者 関係省庁等</p> <p>・社会教育における行動指針の共有化 ・関係省庁、関係団体等の消費者教育用教材や取組の体系化の推進等</p> <p>①消費者教育に関する課題・取組について、会議参加者が議論する。(参画) ②消費者教育に関する取り組みについての議論・情報を、会議参加者が共有する。(共有) ③共有した議論・情報を関係者に伝えて、多様な関係者が協力して消費者教育を推進する。(協力)</p> <p>連携</p> <p>報告</p> <p>・新学習指導要領の内容を反映した消費者教育用教材の開発 ・多様な主体による消費者教育の推進方策について検討 ・消費者教育の先進的教育手法や効果の測定手法等の検討 ・消費者教育ポータルサイトの拡充</p> <p>消費者教育に関する各種の事業</p>	<p>「消費者教育推進会議」</p> <p>消費者教育に関する各種の事業</p>	消費者教育に関する各種の事業	消費者教育に関する各種の事業	消費者教育に関する各種の事業	—
96	それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 国民生活センター 金融広報中央委員会	継続的に実施します。	<p>関係省庁等の取組等</p> <p>社会教育施設等、地域における消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育用教材の作成・配布 ○出前講座の実施 ○地域で開催される講座等への講師派遣 等 					—
110 (*6)	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	平成22年夏を目途に論点の整理を行い、平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得ます。	<p>集団的消費者被害救済制度についての論点整理</p> <p>体制の整備</p>	<p>制度の詳細を含めた結論</p> <p>消費者委員会の意見</p>	<p>必要な措置</p>			—
121 (*7)	「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。	消費者庁	直ちに着手します。	<p>研修の充実などを通じ、担当職員の専門性向上を図る。</p> <p>「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を推進</p>	同左	同左	同左	同左	—
122 (*7)	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度中に結論を得ます。	<p>①基金の効果的な活用 ②制度的課題の整理について、WGにおいて検討を行う。</p> <p>(7月)基金WGにて結論を取りまとめた。(今夏)制度WGにて結論を得る。</p> <p>消費者委員会での審議・結論</p>	<p>消費者委員会での審議を踏まえた施策の具体化</p>				—

(注) * 印を付した施策については、それぞれ、別添資料を参照。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	消費者庁 関係省庁等	緊急時に速やかに対応します。	消費者被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、速やかに対応					
5	高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	消費者庁	直ちに着手し、継続的に実施します。	個別案件の分析を積み重ねていく中で、テーマとなり得る候補を見出していくとともに、分析手法を蓄積	情報提供の効果を踏まえた上で、テーマ設定及び分析手法を検証				
				適切に分析を行い、必要に応じて、消費者等に注意を促すための情報提供を実施					
6	PIO-NET等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	消費者庁 国民生活センター	直ちに実施します。	継続的に実施					
9	子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。後段について、引き続き検討します。	携帯サイト・PCサイトの立上げ	ホームページ等で、子どもの安全に係る情報の提供や行政機関、関係団体等の先導的な取組事例の紹介を実施。事故の具体的な内容や原因の調査・分析を通じて、事業者や事業者団体の製品・施設等の開発・改良等の対応策を促す取組を推進			【重大事故等対応】 関係府省庁と連携を図りながら、事故の再発・	【重大事故等対応】 以降、必要に応じ取組みを継続

1(1)イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
12	消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	【重大事故等対応】 常時、関係府省庁と連携を図りながら、必要に応じ、的確に対応	【医療機関NT】 医療機関との情報を収集する仕組みの検討	試行運用を実施し、仕組み及び収集事故内容の評価	試行運用の結果を踏まえ、適宜見直しを行いながら継続的に実施	
				高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成				
17	製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、商品テスト機能を強化するため、人的体制の整備及びテストに必要な機器等の更新・整備を図ります。	国民生活センター	継続的に実施します。	【今後の方針】 4月28日(水)に実施された行政刷新会議による「事業仕分け」において、「関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える。」との評価結果を受けたことも踏まえ、関係機関等の協力を得て早急に検討を開始する。				

1(1)ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
20	食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	「基本的事項」の改定は、平成22年度の早い時期に着手します。	所要の体制整備 食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」の改定の検討 改定後の「基本的事項」に基づき必要な措置					
					↑ 消費者委員会、食品安全委員会の意見				
21	関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省	前段について、継続的に実施します。 後段について、直ちに着手し、継続的に実施します。	【前段】継続的に実施					
				【後段】消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの在り方に関する意見聴取	関係省庁との情報共有、リスクコミュニケーションの促進のために必要な措置・対応を適時実施				
23	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等	平成22年度以降検討を開始します。	平成22年度以降検討を開始する。					

1(1)エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
38	製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁・関係機関の協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。	消費者庁 国民生活センター 関係省庁等	継続的に実施します。	協力体制の整備	製造物責任法関連裁判例及び裁判外紛争解決事例の整理・公表				

1(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	消費者庁	継続的に実施します。	特定商取引法の厳正な執行					
42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者庁 法務省 関係省庁等	平成22年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については、検討に着手します。	消費者契約に関する裁判例 消費生活相談事例の収集・分析					
				消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握	民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方を検討し、必要な措置を講じる				
					消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討し、必要な措置を講じる				

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
43	特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	消費者庁 関係省庁等	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。	消費者保護関連法について、各省庁による厳正な執行、執行状況の随時公表 消費者庁は消費者委員会の意見を聞きながら各省庁の取組を促す	・執行状況を踏まえた体制強化等 ・引き続き消費者庁は消費者委員会の意見を聞きながら各省庁の取組を促す	同左	同左	同左
44	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。	消費者庁	継続的に実施します。	通信販売等につき、特定商取引法の執行を補完する取組を実施				
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務問題改善プログラム」に盛り込まれた施策を着実に実施。進捗状況を把握し、必要な施策を検討。 ・改正貸金業法の円滑な施行を図るため、貸金業制度に関するプロジェクトチームによりとりまとめた「借り手の目線に立った10の方策」(平成22年4月)に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に推進。 ・平成22年6月、上記のプロジェクトチームに代わり「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置し、改正貸金業法に係る制度の周知徹底、施行状況や影響等の実態把握を通じて、改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検を実施。 				
53	賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐむる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。	消費者庁 国土交通省	法案の成立・施行後、直ちに着手し、継続的に実施します。	平成22年3月、「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」を国会に提出				
60	未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。	<p>【取組状況】</p> <p>「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」のとりまとめ(平成22年3月19日)に盛り込まれた施策等を着実に実施中。</p> <p>具体的には、これまでに以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NETの相談情報や、日本証券業協会の未公開株通報専用コールセンターに寄せられた情報について、事業者の名寄せを実施し、警察庁、金融庁に情報提供。(平成22年4月から計4回) ・リーフレットの作成・配布などの注意喚起・普及啓発を実施。 ・上記のほか、平成22年4月9日に消費者委員会が公表した「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」も踏まえ、被害の拡大防止に向けて無登録業者名の公表を実施するとともに、警察当局との連携強化等の取組みを実施。(これらを含む対応状況について、平成22年3月19日及び4月28日に金融庁において公表)また、裁判所差止命令の活用に向けて、施策番号62のとおり対応。 <p>【今後の方針】</p> <p>今後とも、対応策に盛り込まれた施策を着実に実施。また、被害の実態や平成22年4月9日に消費者委員会が公表した「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」等も踏まえつつ、引き続き検討。進捗状況について消費者委員会に適宜報告。</p> <p>※消費者委員会からいただいた意見：平成22年4月9日に委員会が公表した「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」に盛り込まれた事項について、引き続き検討をお願いしたい。</p>				
61	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度に着手します。	実態調査	対応策の検討	一定の結論		
67	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や関係会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度中を目途に結論を得ます。	仕組みの見直しなどにつき、検討	一定の結論			

1(2)イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
80	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	消費者庁	継続的に実施します。	景品表示法の厳正運用及び必要に応じた同法の執行体制の拡充を図る。				
81	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	消費者庁 国土交通省	継続的に実施します。	HP、パンフレット等を活用することにより、住宅性能表示制度の普及を推進する。				
82	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。	消費者庁	継続的に実施します。	指定品目の在り方に関する基礎調査	研究会による検討	検討結果を踏まえた措置・対応		
				規程等の適宜見直し				

1(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
88	関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。	消費者庁	継続的に実施します。	機能拡充・新コーナー設置	提供教材拡充	学校・地域における消費者教育の推進を支援するために、消費者教育に関する情報と知見の共有を推進（消費者教育ポータルサイトの機能拡充）		
89	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	消費者庁	平成22年度から実施します	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等についての検討（中学校）	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等についての検討（高校）	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等についての普及促進		
90	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。	消費者庁 文部科学省	継続的に実施します。	・推進体制の整備促進のため、地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等を調査（平成22年6月～8月） △ 文部科学省において開催する消費者教育に関する研究協議会において、先進自治体の事例を紹介し、連携の推進を促す（平成22年度中）	連携状況調査	消費者教育の推進体制の整備促進		連携状況調査
91	学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方針について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。	消費者庁 文部科学省	直ちに着手します。	・学校教育・社会教育における消費者教育の推進方針についての検討（平成22年4月～平成23年3月） ・大学教育・社会教育における消費者教育の指針作成（平成23年3月）	・指針の普及・啓発を継続的に実施し、必要に応じて改定を行う			

1(3)イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 国民生活センター 金融広報中央委員会 関係省庁等	直ちに着手します。	<p>関係省庁等の取組等</p> <p>学校における消費者教育の推進・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育用教材の作成 ○それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業 ○教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等 	同左	同左	同左	同左
				↑ 文部科学省や教育委員会との連携・外部専門家の協力				

1(3)ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	平成22年度中に検討し、次年度以降に成果を活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の際の役割分担や取組手法検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の発信・活用 ・連携を推進するに当たっての課題克服方法についての検討 			

1(3)エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
103	景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。	消費者庁	継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会へ講師派遣するとともに、同法のパンフレットを広く配布する。 ・景品表示法に係る相談に応じるなど事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。 				
105	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 文部科学省 厚生労働省 農林水産省	継続的に実施します。	食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の推進				

1(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の検証・評価・監視に資するよう、平成22年3月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁等に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるように依頼（消費者庁） 				
109 (*8)	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施				

(注) * 印を付した施策については、それぞれ、別添資料を参照。

1(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進
 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
111	多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。	消費者庁	継続的に実施します。	「地方消費者行政活性化基金」を通じ、専門家の活用などによる相談窓口の高度化等について支援					
				消費生活相談員等を対象とする研修などを通じた支援					

1(5)イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
113	国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続を実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図ります。	国民生活センター	継続的に実施します。	継続的に実施					
119	消費者から直接受ける相談やそれに伴うあっせんについては体制を強化し、消費生活センターからの経由相談については各地相談窓口を支援するため、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	国民生活センター	継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接相談)相談員の増員などにより体制を強化し、継続的に実施 ・(経由相談)継続的に実施 					

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
123	「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。	消費者庁 国民生活センター	継続的に実施します。	消費者の利便に資する形で引き続き実施	同左	同左	同左	同左
124	都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	消費者庁	継続的に実施します。	消費者庁主催の執行研修の実施、地方からの研修員の受け入れ、都道府県における法執行強化への取組	同左	同左	同左	同左
125	消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施します。	国民生活センター	継続的に実施します。	継続的に実施 また、地方公共団体や相談員の意見を踏まえ、適時に改善を実施	同左	同左	同左	同左
126	政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。	消費者庁	継続的に実施します。	ブロック会議などを通じ、地方公共団体との連携を密にする。また、新設された「地方協力課」において、基礎自治体を含め、「顔の見える関係」を構築する。				

2(2) 消費者団体等との連携

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成24年9月までに実施します。	適格消費者団体の支援の在り方についての見直し 現状把握及び有識者からのヒアリング等				
128	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。	消費者庁	継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット等を通じた適格消費者団体訴訟制度の周知・広報 情報面での支援等 適格消費者団体を適正に認定し、常時、適切に監督 				
129	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。	消費者庁	検討の結果、可能なものから逐次実施します。	消費者団体等との継続的な意見交換の実施や消費者団体等が実施するシンポジウム等への出席を通じて、各消費者団体の要望・意見等を聴取 適格消費者団体への支援の在り方を踏まえて消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討 消費者被害の情報収集等を行う消費者団体への情報提供や、効果的な情報交換の在り方の検討等を行い、可能なものから逐次実施				

2(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
130	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 また、消費者委員会における検討を踏まえ、公益通報者保護法附則第2条の規定に従い、公益通報者保護の視点から、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。	消費者庁	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成23年4月を目途として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報窓口の整備等の促進(説明会の実施等) ・公益通報者保護法の施行状況についての検討 <p style="text-align: center;">↑ 消費者委員会における検討</p>	同左	同左	同左	同左
131	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第11条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。	消費者庁 公正取引委員会	継続的に実施します。	公正取引協議会等からの公正競争規約などの制定・変更等に関する相談に適切に対応するなどにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進する。				

2(4) 行政組織体制の充実・強化

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
133	国民生活センターが担っている消費者相談、相談員等を対象とした研修、商品テスト等の機能について、消費者庁や地方公共団体等との役割分担の明確化、連携の強化を図りつつ、その強化を加速します。	消費者庁 国民生活センター	継続的に実施します。	【今後の方針】 4月28日(水)に実施された行政刷新会議による「事業仕分け」において、「消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築。」との評価結果を受けたことも踏まえ、早急に検討を開始する。				
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	前段について、平成22年度中に実施します。 これを踏まえて、後段について、必要な措置を講じます。	<p>各法律の厳正な執行</p> <p>主な法律の平成21年度(消費者庁発足以後)の執行状況の点検・評価</p>	<p>平成21年度の点検・評価を踏まえた必要な改善 ・各法律の平成22年度の執行状況の点検・評価</p>	<p>これまでにおける点検・評価の結果を踏まえた上で、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討</p> <p style="text-align: center;">○ 必要な措置</p>		
135	消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。	消費者庁 人事院	継続的に実施します。	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施	同左	同左	同左	同左
136	労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。	関係省庁等	継続的に実施します。	労働相談など他の相談機関においても、消費生活相談窓口を案内できるような取組を推進				
137	消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	関係省庁との密接な連絡、情報交換等のため消費者政策担当課長会議等を随時開催	同左	同左	同左	同左

3 経済社会の発展への対応

(2) 高度情報通信社会の発展への的確な対応

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
153	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業省	平成22年度中に結論を得ます。	【今後の方針】 平成22年度前半に検討すべき課題を抽出、後半に海外事例の収集等を行い、総合的な検討の結論を得る。 ※消費者委員会からいただいた意見・工程の第一段階として、問題点を明らかにし方向性を出すべく、研究会での検討を進めていただきたい。				
154	①「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ②「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。	消費者庁 総務省	①平成22年度中に結論を得ます。 ②継続的に実施します。	①総務省と連携し、特定電子メール法の施行状況について検討する。	必要な措置	②特定電子メール法を厳正に運用する。		
165	「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	法制度の周知徹底・苦情の円滑処理の推進等				
166	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	消費者庁 関係省庁等	審議の結果を踏まえ検討に着手します。	審議結果を踏まえた検討に着手				
				↑ 消費者委員会での審議				

3(3) 国際化の進展への対応

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
168	OECD消費者政策委員会(OCCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	消費者庁 外務省 関係省庁等	継続的に実施します。	OECD 会合	OECD 会合	OECD 会合	OECD 会合	引き続き参加
				【22年度の主な活動】 電子商取引、製品安全等についての研究・討 電子商取引、製品安全等についての研究・討 OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討への積極的参画 論・情報交換を行う。				
169	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	【22年度の主な活動】 消費者当局間による政策協議及びオープンフォー 日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化 ラムを開催して対話の促進を図る。				
170	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	【22年度の主な活動】 「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防 止月間」プロジェクトへの参加を行う。 ・ ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化 ・ 関係国執行機関との間で情報共有(「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化)				

PIO-NETの円滑な運用

対応方針

(1) 概要

全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施するため、新システムの稼動に伴い発生する初期トラブルに適切に対処するとともに、各方面から意見を聴取し、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築する。さらに、PIO-NET情報の性格・位置づけや、配備の拡大等について、懇談会を設け、検討する。

(2) 主な視点・論点

- ①各方面からの改善要望への対応
- ②PIO-NET情報の性格・位置づけ、配備拡大の範囲等

(3) 工程詳細

	新システム の安定稼動	使い勝手の向上	PIO-NETの配備等
H22 春	初期トラブルへの対処		
H22 夏		意見聴取	懇談会設置
H22 秋		「早急に対応できるもの」 「対応に時間・コストがかかるもの」「現行システム・運用では難しいもの」に仕分け、できるものから対応	結果を踏まえて、配備が必要なものについて、順次配備
H22.12月			
H23.1月			
H23.3月			
H23 春			
H23 夏			
H23 秋			
H24.1月			
H24.3月			
H24 春			
H24 夏			

事故情報の報告・公表制度の拡充

対応方針

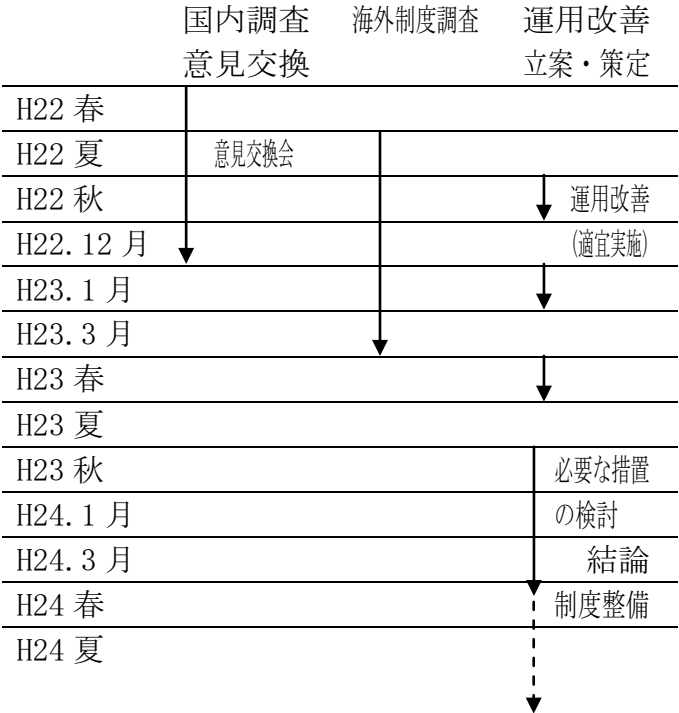
(1) 概要

消費者安全法等に基づく情報収集を継続的に実施するとともに、消費者委員会における検討や、地方公共団体・消費者団体等との意見交換の結果を踏まえながら、現行制度の運用実態を検証し、その改善に努めるとともに、消費者の生命・身体被害に関する情報について、国内における分野別（消費生活用製品、食品、施設・建物、自動車、医薬品、医療、役務 等）事故情報の報告・公表状況等を検証し、また、海外における類似制度の調査結果を踏まえて、事故情報の報告・公表制度の拡充の方向性について検討する。

(2) 主な視点・論点

- ①消費者安全法に基づく通知制度を徹底するための問題点の抽出
- ②事業者等から所管省庁・地方公共団体等への事故情報等報告制度と消費者安全法に基づく通知との連携関係
- ③事業者等の報告義務
- ④危険情報の公表の在り方
- ⑤収集・公表対象となる情報の分類・指標

(3) 工程詳細



リコール情報の収集・提供の在り方

対応方針

(1) 概要

リコール情報を広く収集し消費者への情報提供に努めるとともに、国内外におけるリコール制度とリコール情報の公表の在り方等を検証・調査し、リコール情報を消費者に確実に届けるための方策を検討して、必要な措置を講ずる。

(2) 主な視点・論点

- ①製品等分野ごと、事業規模ごとのリコール制度・実態の特徴
- ②リコール情報の収集対象範囲・収集元・網羅性
- ③事業者と行政機関との関係
- ④国際的な情報交換
- ⑤リコール情報の発信方法
- ⑥リコール情報を必要な消費者に届けるための工夫

(3) 工程詳細

	国内外制 度等調査	
H22 春		
H22 夏		
H22 秋		
H22. 12 月		
H23. 1 月		
H23. 3 月	↓	
H23 春		必要な
H23 夏		措 置
H23 秋		
H24. 1 月		
H24. 3 月		↓
～		

事故調査機関の在り方

対応方針

(1) 概要

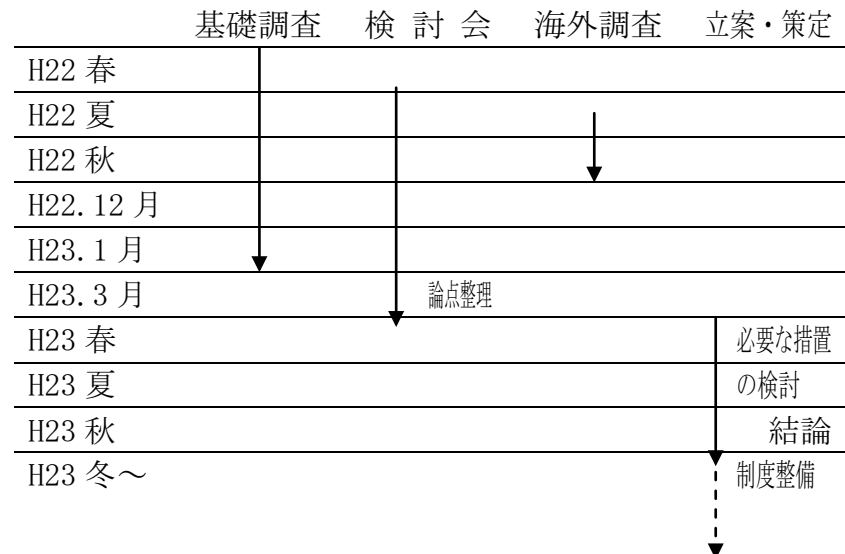
消費者の生命・身体に被害を及ぼす事故について、事故の拡大あるいは類似事故の発生を防止するためには、事故発生の原因を分析・解明すること、すなわち事故原因の究明が必要である。

この事故原因究明を担う調査機関の在り方を検討するため、「事故調査機関の在り方に関する検討会」を発足させ、我が国における既存の事故調査機関や関連機関の機能を検証し、併せて海外における事故調査機関の在り方を調査・研究し、消費者委員会における調査審議を踏まえ、関係省庁・機関の協力を得て効果的に機能する事故調査機関の在り方について検討し、検討結果を踏まえて必要な措置・対応を講じる。

(2) 主な視点・論点

- ① 現行の事故原因究明に係る機関・機能についての整理と評価
- ② 新たな機関・機能のニーズ・シーズの確認
- ③ 刑事捜査と行政調査の関係整理
- ④ 事故原因究明に係る機関・機能に求められる属性
- ⑤ 被害者との関係、被害者支援の在り方

(3) 工程詳細



食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて（作業イメージ）

対応方針

1 概要

(1) 当面の検討事項（一元的な法体系のあり方の検討）

①統一的な運用の推進（JAS法、食衛法、健増法、景表法等）

②現行制度の課題の把握

- 加工食品の原材料原産地表示
- 栄養表示制度（トランス脂肪酸含む）
- 遺伝子組換え食品
- 健康食品の表示 等を想定

③国際的なルールとの整合

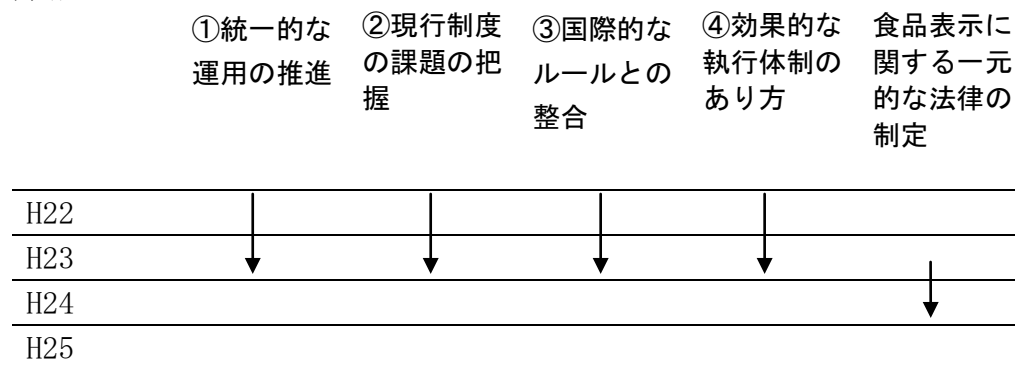
④効果的な執行体制のあり方

- 食品表示に係る執行体制の在り方については、
- 米トレサ法への対応（平成23年7月施行）
- についても検討を行う必要

(2) 上記(1)の検討結果を踏まえ、平成23年度以降、食品表示に関する一元的な法律の制定を予定。

- 上記1の個別課題のうち、
- 栄養表示制度（トランス脂肪酸含む）
- 遺伝子組換え食品
- 等については、必要に応じて、一元的な法律に盛り込む

2 工程詳細



対応方針

(1) 概要

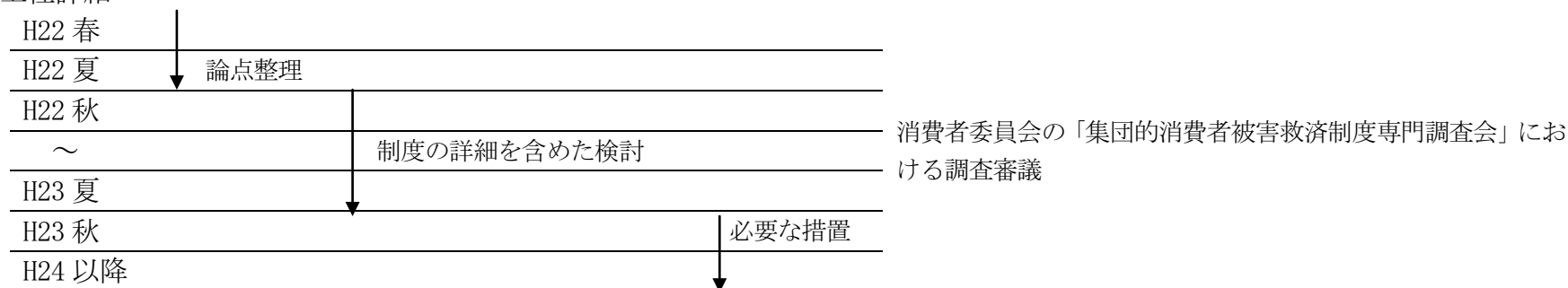
加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講ずる。

平成 21 年 11 月より、「集団的消費者被害救済制度研究会」を開催し、本年 9 月に加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度について現行制度及び諸外国の制度の調査、被害救済制度について考えられる選択肢の提示及び論点の整理を行う。その後、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得る。

(2) 主な視点・論点

- ①多数の消費者の救済となり、効率的な訴訟運営が可能となる新たな集合訴訟制度について、手続モデル案（オプト・アウト型、二段階方式等）の比較検討及び各モデル案全体に共通する制度の詳細を示すために今後検討すべき論点（手続追行主体を誰に認めるか、その適格性の判断方法、通知・公告の主体、方法、内容等）の検討
- ②オプト・アウト型の制度設計上の課題（手続追行主体が訴訟追行できる根拠、対象消費者の手続保障、総額判決の可否等）に関する検討
- ③二段階方式の制度設計上の課題（一段階目の手続の当事者適格、一段階目の手続と二段階目の手続との関係、一段階目の判決の効力等）に関する検討
- ④行政による経済的不利益賦課制度を設ける場合の対象行為の要件、金額の算定方法、被害者へ配分するための基準の定め方、制度を実効的に運用するための体制の整備
- ⑤財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度について、適切なタイミングで保全することができるような要件設定と調査の手法の検討

(3) 工程詳細



地方消費者行政の充実・強化のための支援について

対応方針

(1) 概要

平成23年度末までの「集中育成・強化期間」中においては、「地方消費者行政推進本部」にて「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進し、地方消費者行政の充実・強化を図る。また、本年7月には同本部の下に設けた「基金WG」にて「基金」の運用の見直しを決定したほか、「制度WG」にて消費生活相談体制の充実や相談員の処遇改善を図る際の制度的課題の整理を行う。

さらに、「集中育成・強化期間」後の地方支援のあり方については、消費者委員会での検討結果も踏まえ、平成23年度末までに施策を具体化し、強化に取り組む。

(2) 主な視点・論点

- ① 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進
- ② 「基金WG」における効果的な地方消費者行政活性化基金の活用などの検討
- ③ 「制度WG」における相談体制の充実や相談員の処遇改善を図る際の制度的課題の整理
- ④ 消費者委員会・地方消費者行政専門調査会における検討

(3) 工程詳細

	プランの推進	基金・制度WGに おける検討	消費者委員会での 審議を踏まえた検討
H22 春			専門調査会の設置
H22 夏		↓ 一定の結論	
H22 秋			
H22.12 月	施策の推進	消費者委員会における 議論への活用	
H23.1 月			
H23.3 月	↓	↓	↓ 提言の取りまとめ
H23 春			
H23 夏			
H23 秋			
H24.3 月			↓ 委員会での審議を踏まえ、 ↓ 施策の具体化

消費者庁

現在取り組んでいる情報・相談体制の整備状況を踏まえつつ、関係機関・消費者への周知、協力関係の強化その他更なる体制の整備・充実を図り、これらにより得られた消費者からの情報等を適時・適切に消費者庁及び関係省庁が行う施策に反映させていく。

なお、消費者庁における消費者からの情報・相談受付体制は次のとおり。

①消費者庁に置かれる情報・相談窓口：以下の窓口を通じ、消費者からの各種相談等に対応するとともに、制度の周知等を図っている。

- ・「公益通報者保護制度相談ダイヤル」・・・専門の相談員を配置し、従業員、事業者等からの各種相談への対応窓口
- ・「個人情報保護法質問ダイヤル」・・・民間事業者が守るべきルールである「個人情報保護法」に関する解釈等に対する疑問への対応窓口

②上記①以外の一般的な情報・相談の受付体制

「消費者ホットライン」を通じ、身近な消費生活相談窓口、国民生活センターを案内している。

また、地方消費者行政活性化交付金により都道府県に消費者行政活性化のための基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等の地方公共団体の取組を支援するなど、消費生活相談体制の強化に取り組んでいる。さらに、国自らも国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員の現場への派遣など消費生活相談体制の強化等に取り組んでいる。

③その他、消費者安全法に基づく情報の集約等

行政機関、地方公共団体等からの通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめ、国会に対して報告するとともに、これらの情報を消費者庁の取組に活かしている。このほか、消費者庁が所管する法令に関する法解釈・情報提供についても常時対応している。